

高知競馬場避雷設備整備業務委託プロポーザルに係る質疑に対する回答について

令和6年8月27日
高知県競馬組合

No.	質疑事項	回答
1	<p>走路内大型ビジョンの位置と形状と寸法について</p> <p>従来落雷被害のあった走路内大型ビジョンの走路内の正確な位置と、形状つまり縦・横・高さ・厚み等の寸法の詳細をご教示ください。</p> <p>ここは確実に落雷防御が必要であるので詳細を伺いたいです。</p>	<p>大型ビジョンの位置は、別添図面1を参照ください。</p> <p>形状は、別添図面2～4を参照ください。</p>
2	<p>スタンド屋根最上部のX0～X8間の屋根の構造の詳細をご教示ください。(添付図の赤で囲った部分)</p> <p>現行既設位置の避雷針を取り換えるとしても、それ1本単独で最遠屋根まで保護するには17m以上の支持管が必要であり、既製品はなく特注が必要で例え特注で造ることが出来ても支持金物で取り付ける側の壁面強度がおそらく足りないと思います。</p> <p>そこで既設位置からは保護範囲が外れる、既設避雷針から最遠部の屋根約48mに渡り補助用の防雷設備を施す必要があり、取り付け方法と屋根が強度的(多分ガリリュームバリューム鋼板)に持つかどうかの検討が必要です。</p>	<p>大屋根の構造は、鉄骨構造に折版(H=165)です。(別添図面5～8を参照)</p> <p>屋根につきましては、現在、改修工事を施工中です。同工事の工事期間は令和7年1月3日となっています。工事完了・引渡し後でなければ大屋根の工事施工はできませんのでご注意ください。</p>
3	<p>保護範囲内の内、⑰きゅう舎と⑳交流きゅう舎の正確な高さをご教示ください。</p>	<p>1. きゅう舎…別添図面9～10を参照ください。(きゅう舎の両端にある調教師宿舎・騎手宿舎の図面です)</p> <p>2. 交流きゅう舎…別添図面11を参照ください。</p>

No.	質疑事項	回答
4	<p>プロポーザル参加申込書（添付書類）に記載の、2 法人の納税証明書（参加申込書を提出する日の前日までに納税期限の到来した、都道府県税について滞納がないことが分かる書類で、発行3か月以内のもの）（共同企業体による参加の場合にあっては、構成員全員分）とありますが、代表構成員は高知県税事務所で（総則第6号様式）県外では準ずるものとした滞納のない証明でよろしいでしょうか？</p>	<p>高知県内企業は、高知県税について「滞納のないことを証する納税証明書」を提出してください。</p> <p>県外企業が共同企業体の構成員として参加する場合に提出する「滞納のないことを証する納税証明書」については、以下の例を参考にしてください。</p> <p>（例1）共同企業体協定書へ「〇〇株式会社」と本社を記載する場合は、本社の所在する都道府県の納税証明書</p> <p>（例2）共同企業体協定書へ「〇〇株式会社△△支社（または△△営業所）」と記載の場合は、支社（または営業所）の所在する都道府県の納税証明書</p>
5	<p>プロポーザル参加申込書（添付書類）に記載の、3 法人の消費税及び地方消費税の納税証明書（発行3か月以内のもの）（共同企業体による参加の場合にあっては構成員全員分）とありますが、（その3の3）納税証明書でよろしいでしょうか。</p>	<p>納税証明書（その3の3）で良いです。</p> <p>消費税及び地方消費税について未納がないことを証する納税証明書（その3）でも良いです。</p> <p>県外企業が提出する納税証明書については、質疑回答No.4と同様です。</p>